

グアテマラの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

グアテマラ共和国（スペイン語では「República de Guatemala」。英語では「Republic of Guatemala」。以下「グアテマラ」という）は、中央アメリカに位置し、カリブ海と太平洋の両方に面する立憲共和制国家である。北はメキシコ、北東はベリーズ²、南東はホンジュラス及びエルサルバドルに接し、東はカリブ海、南西は太平洋に面している。国土の面積は約 11 万平方キロメートルで、本州の半分程度の大きさである。首都はグアテマラシティ、公用語はスペイン語であるが、その他に 22 種類のマヤ系言語等が使用されている。通貨はケツァルである。

現在のグアテマラ、ベリーズ及びメキシコ南部の地域は、かつて、マヤ文明の中心地であった。約 1691 万人いるグアテマラ国民のうち、マヤ系先住民が約 46%、メスチソ（白人と先住民の混血）・欧州系が約 30%、その他（ガリフナ族、シンカ族等）が約 24%という構成となっている³。また、カトリックが約 57%と多数派を占めるが、プロテスタント・独立派キリスト教も約 40%を占める。

スペイン人ペドロ・デ・アルバラードによる攻撃により、1524 年には現在のグアテマラにあたる地域が征服された。以来、スペインがグアテマラ周辺地域の支配権を確立し、1544 年にグアテマラ総督府を置いた。グアテマラ総督府の支配地域には、現在のグアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア及びコスタリカにあたる地域を含んでいた。1821 年にスペインからの独立を宣言したグアテマラ総督府は、1822 年にメキシコに併合された後、1823 年に中米諸州連合に加入したが、そこからグアテマラが 1839 年に分離独立した⁴。

19 世紀終わりから 20 世紀初めにかけて、大土地所有制が強化され、また、米国の大資本の進出が進んだことから、寡頭支配が確立した。米国は、キューバ革命が他の周辺国に波

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² グアテマラは、1991 年にベリーズ（旧名は「英領ホンジュラス」）の独立を承認し、外交関係を樹立したが、領土問題が未解決となっている。

³ 外務省ウェブページ「グアテマラ共和国 基礎データ」。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/guatemala/data.html>

⁴ 本稿におけるグアテマラの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2018 年版』（二宮書店、2018 年）415 頁等を参照した。

及すること（ドミノ理論）を恐れ、1954年にグアテマラ政府転覆作戦を実行し、親米独裁政権を誕生させた。その後、1960年から36年間にわたるグアテマラ内戦が始まり、米国の支援を受けた軍部による反体制派に対する徹底的な弾圧が行われた。グアテマラ内戦により、死者・行方不明者を含め、約20万人が犠牲となった。1986年に民政に移管し、1996年には、グアテマラ政府とグアテマラ民族革命連合（URNG）との間で和平合意が成立した。内戦終了後は、内戦時の虐殺行為に関して、元軍幹部等への責任追及が行われた。

グアテマラでは、コーヒー豆、砂糖、バナナ等の生産・輸出のほか、繊維産業及び観光業が盛んである⁵。グアテマラは、内政の混乱及び自然災害⁶の影響等により、経済的には立ち遅れていた⁷が、経済発展に向けた努力が行われており、近年のGDP実質成長率は、2014年が4.2%、2015年が4.1%、2016年が3.1%というように、着実に経済成長を果たしている⁸。

グアテマラは、1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。また、グアテマラは、他の周辺諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、グアテマラは、中米統合機構（SICA）に加盟している。中米統合機構は、地域の経済社会統合を図り、平和・自由・民主主義・開発を達成させることを目的としている。正規加盟国は、グアテマラのほか、エルサルバドル、ホンジュラス、パナマ、コスタリカ、ニカラグア、ベリーズ及びドミニカである。さらに、グアテマラは、メキシコ等との間で二国間の自由貿易協定（FTA）を締結し（発効済み）、また、米国・中米・ドミニカ（CAFTA-DR）との自由貿易協定、中米・EU経済連携協定も発効済みである。なお、グアテマラは、現在でも、台湾との外交関係を維持しているが、他方、中華人民共和国との貿易取引が急増している。

グアテマラの法制度は、フランス法の流れを汲み、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。成文法主義を採るグアテマラの法制度における直接的な法源としては、憲法、条約、法律、政令、規則等がある。近時は、立法においても、コモン・ローの影響が強まっている（例えば、動産譲渡抵当法）。判例の先例拘束性は、最高司法裁判所により5回連続して適用されたときは、法的効力を有するようになる（憲法裁判

⁵ 米国にはグアテマラから約150万人の出稼ぎ者が滞在し、2016年には約71億6,000万米ドル（グアテマラのGDPの約10%に相当）のグアテマラの家族への送金が行われていたが、近時、米国のトランプ政権は、グアテマラ等からの移民の流入を制限する政策を採っている。

⁶ グアテマラでは、大地震や火山噴火等の自然災害が多い。例えば、1976年にはグアテマラシティでマグニチュード7.5の大地震が発生し、2015年にはグアテマラシティ近郊で地滑りが発生し、2018年にはフエゴ山が大噴火した。

⁷ グアテマラ国民の半数以上は、1日2ドル以下で生活する貧困層である。公用語であるスペイン語の識字率が約7割しかなく、スペイン語の読み書きができない先住民は農村部で小規模農業に従事するほかなく、都市部と農村部の経済格差が埋まらず、貧困問題が恒常化しているのが実態である（『エピソードで読む 世界の国243』（2016年、山川出版社）78頁）。

⁸ グアテマラは、5億バレルの埋蔵量の原油のほか、金、鉄、ニッケル等の鉱物資源も産出されているが、従前は、あまり開発が進んでいなかった。

所の判例の場合は3回連続)⁹。

II 憲法

1 総説

グアテマラの現行憲法は、1985年3月31日に採択され、同年6月3日に公布され、1986年1月14日に施行された。1993年には、憲法改正が行われている。

全281条（経過及び最終規定を除く）から構成されるグアテマラ憲法の体系は、表1のとおりである¹⁰。

表1：グアテマラ憲法の体系（1993年までの改正を反映）

前文		
第1編 人間、国家の目的及び義務	単一章	
第2編 人権	第1章 個人的権利	
	第2章 社会的権利	第1節 家族
		第2節 文化
		第3節 先住民共同体
		第4節 教育
		第5節 大学
		第6節 スポーツ
		第7節 健康、安全及び社会扶助
		第8節 労働
		第9節 国家公務員
第10節 経済及び社会制度		
第3章 市民的及び政治的義務及び権利		
第4章 憲法上の権利の制限		
第3編 国家	第1章 国家及び政府の形式	
	第2章 国籍及び市民権	
	第3章 国家の国際的関係	

⁹ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Guatemala1.html>

¹⁰ グアテマラ憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Guatemala_1993.pdf?lang=en

第4編 公権力	第1章 公権力の行使		
	第2章 立法機関	第1節 議会	
		第2節 議会の権限	
		第3節 法律の形成及び採択	
	第3章 行政府	第1節 共和国大統領	
		第2節 共和国副大統領	
		第3節 大臣	
	第4章 司法府	第1節 総則	
		第2節 最高司法裁判所	
		第3節 控訴裁判所及びその他の裁判所	
	第5編 国家の構造及び機関	第1章 選挙政治制度	
		第2章 行政制度	
第3章 管理監督制度			
第4章 財政制度			
第5章 軍			
第6章 公共大臣及び国家代理人事務局			
第7章 地方自治体制度			
第6編 憲法保障及び憲法秩序の防衛	第1章 人身保護請求		
	第2章 アンパロ		
	第3章 法律の違憲性		
	第4章 憲法裁判所		
	第5章 人権委員会及び人権代理人		
	第6章 保護請求訴訟、開示請求及び合憲性に関する法律		
第7編 憲法改正			
第8編 経過及び最終規定	単一章 経過及び最終規定		

2 統治機構

(1) 立法府

グアテマラの立法府たる議会は、一院制が採用されている。議会は、158名の議員により構成される。議員の任期は4年である。

議員となるには、①生来のグアテマラ国民であること、③グアテマラの市民権を行使し

得ること、という要件を満たす必要がある。大統領・副大統領の親族、行政機関・司法機関・裁判所・最高選挙裁判所の職員、現役軍人等は、議員になることはできない。

議会の権限としては、①各会期の開会・閉会、②大統領・副大統領・司法機関長官等の宣誓書の受理、③大統領・副大統領の辞表の受理・不受理、④大統領が恒久的又は一時的に欠けた場合に副大統領に大統領の職務を行わせること、⑤大統領・副大統領・最高司法裁判所長官及び最高選挙裁判所の裁判官等の弾劾を宣告すること、⑥法律の制定・改正・廃止、⑦歳入予算及び支出の承認・修正・不承認、⑧税制の決定、⑨前会計年度における決算の承認・不承認、⑩栄典の授与の決定、⑪宣戦布告及び平和条約の批准、⑫恩赦の決定等が挙げられる。議会が決議を行うには、原則として、議員総数の過半数の賛成が必要である。

法案提出権は、議会、行政府、最高司法裁判所、サン・カルロス大学及び最高選挙裁判所が有する。

(2) 行政府

行政府は、大統領、副大統領、大臣及び副大臣等により構成される。

行政権は、国家元首であり行政府の長でありグアテマラ軍の最高指揮官でもある大統領が行使する。大統領及び副大統領は共に、国民による直接選挙で選出される。大統領及び副大統領の任期は4年で、大統領の再選は禁止されている。

大統領又は副大統領となるには、①40歳を超えていること、②生来のグアテマラ国民であること、③善良な市民であること、という要件を満たす必要がある。但し、過去にクーデター等に関与した者、大統領又は副大統領の親族、選挙前の6か月以内に大臣であった者、選挙前の5年以内に軍人であった者、最高選挙裁判所の裁判官等は、大統領又は副大統領となることはできない。

大統領は、14名の大臣を指名することができる。首相職は存在しない。大臣は、議会に出席して、質疑に答えなければならない。

大臣となるには、①紳士であること、②グアテマラの市民権を行使し得ること、③30歳以上であること、という要件を満たす必要がある。但し、大統領・副大統領・大臣の親族等は、大臣となることはできない。

(3) 司法府

グアテマラの司法制度において、通常裁判所の系列の頂点に位置するのは、最高司法裁判所であり、その他に、控訴裁判所、第一審裁判所及び少額裁判所等がある。グアテマラの国家の一般予算の2%以上は、毎月、司法府に配分されなければならないことが憲法に規定されている。

最高司法裁判所は、議会により選出された13名の最高司法裁判所裁判官から構成される。最高司法裁判所裁判官の任期は5年である。

下級審裁判官となるには、①生来のグアテマラ国民であること、②高潔であること、③グアテマラの市民権を行使し得ること、④大学の弁護士であるか、又は下級審判事として一定の経験を有すること、という要件を満たす必要がある。最高司法裁判所裁判官となるには、上記①～④に加え、(ア) 40歳を超えていること、(イ) 控訴審等における裁判官として一つの任期を勤め上げたか、又は弁護士として10年以上の経験を有すること、という要件をも満たす必要がある。

下級審裁判官は、最高司法裁判所により任命され、その任期は5年であり、再任されることができる。在任中はその意に反して異動・罷免等されない。

グアテマラでは、最高司法裁判所とは独立した別の組織として、「憲法裁判所」が設置されている。任期5年の5名の裁判官が憲法裁判所を構成する。憲法裁判所裁判官となるには、①生来のグアテマラ国民であること、②大学の弁護士である、③高潔であること、④弁護士として15年以上の経験を有すること、という要件を満たす必要がある。5名の憲法裁判所裁判官のうち、1名は議会により、1名は最高司法裁判所により、1名は大統領により、1名はサン・カルロス大学により、1名は弁護士会により、それぞれ選任される。憲法裁判所長官は、1年目は最も高齢の裁判官が就任し、その後は各年、順次、年齢の高い順に各裁判官が担当する。憲法裁判所及びその他の裁判所はいずれも、違憲審査権を有するが、個別の事件及びアンパロで違憲審査権を行使することができるのは、憲法裁判所のみである。

3 人権

グアテマラ憲法の「第2編 人権」(3条～139条)及びその他の部分には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、グアテマラ憲法においても、ほぼ同様に保障されているといえる。

グアテマラ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①死刑を科することが禁止される例外的な場合(例えば、女性に対する場合、60歳を超える高齢者に対する場合等)が、列挙されている(18条)。
- ②刑務所では、被収容者の社会復帰・再教育を目的として、人間的な扱いを受けられるべきこと、外部の家族や弁護士等とコミュニケーションをとる権利があることが規定されている(19条)。
- ③個人的に武器を所有・所持する権利が認められている(38条)。
- ④著作者及び発明者の権利について、明文規定が置かれている(42条)。
- ⑤子ども、未成年者、高齢者、女性及び障害者の権利について、明文規定が置かれている(50～53条)。
- ⑥伝統文化及び自然遺産の保護について、明文規定が置かれている(57～65条)。とくに、世界遺産たるティカル国立公園、キリグア遺跡公園及びアンティグア・グアテマラは、特

別の保護に置かれる旨が規定されている（61条）。

⑦先住民共同体の保護について、明文規定が置かれている（66～70条）。

⑧大学（とくに、サン・カルロス大学）について、明文規定が置かれている（82～90条）。例えば、グアテマラの国家の一般予算の5%以上をサン・カルロス大学に配分しなければならない旨が規定されている（84条）。また、大学は、あらゆる税金等の賦課を免除される（88条）。

⑨スポーツについて、明文規定が置かれている（91～92条）。例えば、グアテマラの国家の一般予算の3%以上をスポーツの振興に配分しなければならない（しかも、(a) そのうち50%は、行政機関を通じて、組織化されたスポーツ団体に、(b) 25%は、学校でのスポーツ教育に、(c) 残り25%は、組織化されていないスポーツに、それぞれ配分する）旨が規定されている（91条）。

⑩労働権について、詳細な規定が置かれている（101～117条）。例えば、労働時間は、1日あたり8時間以内、1週間あたり44時間以内とされなければならないというように、具体的に規定されている（102条g項）。

⑪市民の権利及び義務として、国に奉仕し防衛する義務等が明文で規定されている（135条）。

⑫国家緊急事態における憲法上の権利の制限について、明文規定が置かれている（138条）。

⑬人身保護請求及びアンパロ（Amparo）について、明文で規定されている（263条、265条）。人身保護請求とは、不法に拘禁等された者が、裁判官の面前で直ちに拘禁理由の開示等を請求することができることである。裁判官が不法拘禁等の事実があると認めた場合、被拘禁者は直ちにその場で解放される（263条）。アンパロとは、憲法及び法律で認められている人権が侵害されるおそれがあり又は既に侵害されている者（その者が拘禁されている場合に限られない）が、その救済を求めることである（265条）。

III 民法

グアテマラの民法典は、フランスの法制度の影響を受けている。

民法典によると、300ケツアル以上の契約は、書面により締結されなければならない。また、政府当局に届け出る必要のある契約は全て、金額にかかわらず、公正証書により締結されなければならない。商人間の契約及び商事事項を含む契約には、商法典の規定が適用される。

グアテマラの不動産は、原則として、グアテマラ国民であるか否か、個人であるか法人であるかを問わず、誰でも取得することができる。但し、外国人がグアテマラの不動産を取得するには、行政機関の許可を取得しなければならない（憲法122条2項）。なお、海岸から300メートル内の不動産、湖から200メートル内の不動産、航行可能な川から100メートル内の不動産、人口密集地に水を供給する水源・泉から50メートル内の不動産は、国

家に帰属することとされている（憲法 122 条 1 項）。また、国境から 50 キロメートル内の不動産は、原則として、生来のグアテマラ国民又はその共同体でなければ、所有することができない（憲法 123 条）。

IV 商法・会社法

グアテマラでは、商法典により、いくつかの種類会社が認められているが、グアテマラに投資しようとする外国企業は、グアテマラに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するグアテマラ法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。外国企業がグアテマラに支店を設置するときは、50,000 米ドルの保証書を発行すること、及び 1 名の弁護士たる代理人を選任することが必要である。外国企業はグアテマラに代表事務所を設置することもできるが、市場調査及び当該外国企業の製品・サービスのプロモーションを行うことができるだけである。

グアテマラに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、「株式会社」(S.A.) が最もよく利用されている。また、「有限責任会社」(S.R.L.) が利用されることもあるが、これは、米国企業が「パス・スルー課税」の適用を受けるために利用することが多い。これらの会社の特徴は、表 2 のとおりである¹¹。

表 2：グアテマラ法における主な会社の種類

名称	スペイン語	特徴
株式会社	Sociedad Anónima (S.A.)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。株式は、株主の地位が細分化された割合的単位のかたちをとったものをいう。株式は、定款に特段の定めがない限り、自由に譲渡することができる。株式会社にあつては、2 名以上の株主（自然人か法人かを問わない）及び 1 名以上の取締役が必要である（出資者及び取締役は外国人であってもよいが、少なくとも 1 名の取締役は、法定代表者として、グアテマラ居住者でなければならない）。株主総会は、会社の最高機関である。取締役会議長は代表取締役となる。日常の経営管理活動はゼネラル・マネージャーが行う。2 名以下の外国人マネージャーの選任には労働局の許可を要しないが、3 名以上のマネージャーの選任には、専門的能力があることを示して労働局の許可を

¹¹ <https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/9-554-4025>

		取得しなければならない。外国人マネージャーの比率は10%以下でなければならない。最低資本金は5,000 ケツァル（約 650 米ドル）である。現物出資も認められる。
有限責任会社	Sociedad de Responsabilidad Limitada (S.R.L.)	原則として、出資者の責任は出資額に限定される。有限責任会社にあつては、2名以上20名以下の出資者（自然人か法人かを問わない）及び1名以上の取締役が必要である（出資者及び取締役は外国人であってもよいが、少なくとも1名の取締役は、法定代表者として、グアテマラ居住者でなければならない）。各出資者は、2,000 ケツァル（約 260 米ドル）以上の出資を要する。出資持分を譲渡するためには、会社定款を変更し、譲渡証書の認証済みコピーを商業登記局に届け出る必要がある。出資者総会は、会社の最高機関である。会社の経営は、1名以上の取締役が行う。会社名には「Limitada」又は「Ltda.」等の略語を含める必要がある。

V 民事訴訟法

グアテマラの民事訴訟を規律する法典は、1964年7月に施行された1963年民事商事訴訟法典である。

グアテマラの民事司法裁判所には、最高司法裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所及び少額裁判所がある。通常の民事訴訟手続の場合、控訴裁判所では3名の合議体、第一審裁判所及び少額裁判所では1名の裁判官により、審理が行われる。当事者が主張書面及び証拠を提出し、裁判官による審理を経て、判決が下される。第一審裁判所の判決に対して不服がある者は、控訴裁判所に控訴することができる。なお、グアテマラでは、裁判所に納付する訴訟費用は基本的に発生せず、せいぜい送達に関する費用（1回あたり1～3ドル）が徴収されるだけである。損害賠償は填補賠償のみ認められており、懲罰賠償は認められていない。損害賠償額の約定は、有効で執行可能とされている¹²。

グアテマラでは、従来より、訴訟遅延が大きな問題とされてきた。また、近時、グアテマラにおいては、裁判官等の司法機関職員の汚職が大きな問題となっている。そこで、訴訟に代わる紛争解決手段として、仲裁が利用されることも多い。

VI 刑事法

¹² <https://latinlawyer.com/jurisdiction/1004749/guatemala>

グアテマラの現行刑法典は、1973年9月15日に施行されたものである。

グアテマラの刑事司法において最も大きな問題と考えられているのは、「政治腐敗」の問題であり、しかも、その多くの場合、実際には関係者が処罰されていない（「無処罰」）という問題がある。そこで、2006年に、グアテマラ政府及び国連との間で締結された合意に基づき、「グアテマラの免責に対する国際委員会」（International Commission against Impunity in Guatemala (CICIG)）という支援機関が設置された。CICIGは、グアテマラの違法な治安部隊・秘密組織等の調査・解体のために、捜査を行い、また、グアテマラ国内の裁判所に起訴することもできる機能を有する。しかし、最近でも、モラレス大統領の不正選挙資金疑惑を調査していたCICIGのベラスケス委員長が、モラレス大統領の指示により国外追放されかけたが、グアテマラ憲法裁判所の判決により追放命令が無効とされる等、CICIGの活動及びグアテマラの政治腐敗問題の帰趨は予断を許さない状況にある。

また、グアテマラでは、多くの犯罪組織が存在・活動しており、大きな社会問題となっている。これらの犯罪組織は、例えば、交通機関関係者及び商店等から「みかじめ料」を徴収したり、薬物犯罪、殺人、強盗、誘拐等の凶悪犯罪を引き起こしたりしている。とくに、「マラ・サルヴァトルーチャ」(MS-13)と「バリオ18」という2大犯罪組織が対立し、数々の抗争事件を引き起こしてきた。グアテマラ政府は、米国政府の支援を受けて、警察軍隊の合同部隊による鎮圧作戦を実施してきたが、十分な効果を得られていない¹³。

グアテマラでも、他の多くのラテンアメリカ諸国と同様、刑務所の過剰拘禁や収用環境の悪化という問題が生じている。グアテマラの刑務所の収容者数（本来の被収容者数定員は約6800名）は、2008年の約8200名から、2016年の21000名へと、急増している¹⁴。グアテマラの刑務所では、30平方ヤードあたり約40名の被収容者がいる計算になるばかりか、対立するギャング団の抗争が日常的に発生している¹⁵。

VII 参考資料

以上、グアテマラ法の概要を簡単に紹介してきたが、グアテマラ法については、日本語の文献・論文等は、非常に少ない。グアテマラ法全般については、英語で紹介・解説した文献・論文等がインターネット上で比較的多く存在する。グアテマラ法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Guide to Legal Research in Guatemala」¹⁶等が参考になる。

グアテマラの法令は、スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、原油等

¹³ 狐崎知己著「市民の安全保障・マラス」(『グアテマラを知るための67章【第2版】』(明石書店、2018年)所収)235～239頁。

¹⁴ <https://www.prison-insider.com/countryprofile/prisonsinguatemala>

¹⁵ https://en.wikiversity.org/wiki/Comparative_law_and_justice/Guatemala

¹⁶ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Guatemala1.html>

の鉱物資源が埋蔵されており、近年の経済成長率が示すように、経済が着実に成長しているグアテマラの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、グアテマラの法制度の動向については引き続き注視していく必要があるだろう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.46 No.10』（国際商事法研究所、2018年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第18回 グアテマラ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。